



# 宮 崎 県 公 報

平成30年11月15日 (木曜日) 第 3047 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

## 目 次

### 規 則

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則…………… (医療業務課) 1

### 告 示

○民有林の保安林の指定予定 (2件) …………… (自然環境課) 2  
○民有林の保安林の指定…………… ( “ ) 3  
○保安林の指定予定の通知 (6件) …………… ( “ ) 3  
○漁業災害補償法に基づく区域及び区分の指定の一部改正…………… (水産政策課) 4  
○漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の同

意 (4件) …………… (水産政策課) 5  
○道路の供用の開始…………… (道路保全課) 6  
○道路の占有を制限する区域の指定…………… ( “ ) 6  
○港湾施設の概要の公示 (6件) …………… (港湾課) 6  
○宮崎県収入証紙売りさばき人の変更の届出 (2件) …………… (会計課) 10

### 公 告

○地域森林計画の案の縦覧…………… (森林経営課) 10  
○地域森林計画の変更の案の縦覧…………… ( “ ) 11  
○土地改良区の役員の就退任の届出…………… (農村整備課) 11  
○公共測量の実施の通知…………… (管理課) 12

### 病院局公告

○入札公告…………… 12  
○落札者等の公告…………… 13

## 規 則

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成30年11月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 宮崎県規則第66号

#### 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則 (昭和36年宮崎県規則第42号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(薬局開設者による薬局に関する情報の提供等) 第5条 法第8条の2第1項の規定による報告は、別記様式第4号により、毎年1回、 <u>10月1日から10月31日まで</u> に行わなければならない。 2・3 [略] 様式第4号 (第5条関係) [略] 第1 [略] 第2 提供サービスや地域連携体制に関する事項 1 業務内容、提供サービス (1) [略]	(薬局開設者による薬局に関する情報の提供等) 第5条 法第8条の2第1項の規定による報告は、別記様式第4号により、毎年1回、 <u>12月31日現在の状況について翌年1月1日から1月31日まで</u> に行わなければならない。 2・3 [略] 様式第4号 (第5条関係) [略] 第1 [略] 第2 提供サービスや地域連携体制に関する事項 1 業務内容、提供サービス (1) [略] (2) <u>健康サポート薬局に係る研修を修了した薬剤師の人数</u> 健康サポート薬局に係る研修を修了した薬剤師の人数 ( ) 人 (3) 薬局の業務内容 [略]
④麻薬に係る調剤の実施の可否 (麻薬小売業免許取得施設) [略]	④麻薬に係る調剤の実施の可否 (麻薬調剤が可能な麻薬小売業免許取得施設) [略]
[略]	[略]

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">⑧薬剤服用歴管理の実施の有無</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">□可 □否</td> </tr> <tr> <td>⑨薬剤情報を記載するための手帳の交付の可否 (お薬手帳)</td> <td style="text-align: center;">□可 □否</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(3) 地域医療連携体制</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">在宅医療・ 地域医療への参加</td> <td style="width: 80%;">在宅医療や輪番制への取組 □実施 □未実施</td> </tr> <tr> <td>地域住民に対する 啓発活動への参加</td> <td>地域住民や学校教育等への啓発活動 □実施 □未実施</td> </tr> </table> <p>2 実績、結果等に関する事項</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 医療安全対策</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">医薬品の使用に係る安全な管理のための責任者の配置の有無</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">□有 ・ □無</td> </tr> </table> <p>(3)~(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p>	⑧薬剤服用歴管理の実施の有無	□可 □否	⑨薬剤情報を記載するための手帳の交付の可否 (お薬手帳)	□可 □否	在宅医療・ 地域医療への参加	在宅医療や輪番制への取組 □実施 □未実施	地域住民に対する 啓発活動への参加	地域住民や学校教育等への啓発活動 □実施 □未実施	医薬品の使用に係る安全な管理のための責任者の配置の有無	□有 ・ □無	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">⑧薬剤服用歴管理の実施</td> <td style="width: 60%;">薬剤服用歴管理の実施の有無</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">□有 □無</td> </tr> <tr> <td></td> <td>電磁的記録による薬剤服用歴管理の実施の有無</td> <td style="text-align: center;">□有 □無</td> </tr> <tr> <td>⑨薬剤情報を記載するための手帳の交付 (お薬手帳)</td> <td>薬剤情報を記載するための手帳の交付の可否</td> <td style="text-align: center;">□可 □否</td> </tr> <tr> <td></td> <td>薬剤情報を電磁的記録により記載するための手帳を所持する者の対応の可否</td> <td style="text-align: center;">□可 □否</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(4) 地域医療連携体制</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">①医療連携の有無</td> <td style="width: 60%;">プレアボイド事例の把握・収集に関する取組の有無</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">□有 □無</td> </tr> <tr> <td></td> <td>プロトコルに基づいた薬物治療管理 (PBPM) の取組の有無</td> <td style="text-align: center;">□有 □無</td> </tr> <tr> <td>②地域医療情報連携ネットワークへの参加の有無</td> <td></td> <td style="text-align: center;">□有 □無</td> </tr> <tr> <td>③退院時の情報を共有する体制の有無</td> <td></td> <td style="text-align: center;">□有 □無</td> </tr> <tr> <td>④受診勧奨に係る情報等を医療機関に提供する体制の有無</td> <td></td> <td style="text-align: center;">□有 □無</td> </tr> <tr> <td>⑤地域住民への啓発活動への参加の有無</td> <td></td> <td style="text-align: center;">□有 □無</td> </tr> </table> <p>2 実績、結果等に関する事項</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 医療安全対策</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">医療安全対策の実施</td> <td style="width: 60%;">副作用等に係る報告の実施件数</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">(    件 )</td> </tr> <tr> <td></td> <td>医療安全対策に係る事業への参加の有無</td> <td style="text-align: center;">□有 □無</td> </tr> </table> <p>(3)~(5) [略]</p> <p>(6) 医療を受ける者の居宅等において行う調剤業務の実施件数</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">延べ件数 (実数)</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">(    件 )</td> </tr> </table> <p>(7) 健康サポート薬局に係る研修を修了した薬剤師が地域ケア会議その他地域包括ケアシステムの構築のための会議に参加した回数</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">回数 (実数)</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">(    回 )</td> </tr> </table> <p>(8) 患者の服薬状況等を医療機関に提供した回数</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">回数 (実数)</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">(    回 )</td> </tr> </table> <p>(9) [略]</p>	⑧薬剤服用歴管理の実施	薬剤服用歴管理の実施の有無	□有 □無		電磁的記録による薬剤服用歴管理の実施の有無	□有 □無	⑨薬剤情報を記載するための手帳の交付 (お薬手帳)	薬剤情報を記載するための手帳の交付の可否	□可 □否		薬剤情報を電磁的記録により記載するための手帳を所持する者の対応の可否	□可 □否	①医療連携の有無	プレアボイド事例の把握・収集に関する取組の有無	□有 □無		プロトコルに基づいた薬物治療管理 (PBPM) の取組の有無	□有 □無	②地域医療情報連携ネットワークへの参加の有無		□有 □無	③退院時の情報を共有する体制の有無		□有 □無	④受診勧奨に係る情報等を医療機関に提供する体制の有無		□有 □無	⑤地域住民への啓発活動への参加の有無		□有 □無	医療安全対策の実施	副作用等に係る報告の実施件数	(    件 )		医療安全対策に係る事業への参加の有無	□有 □無	延べ件数 (実数)	(    件 )	回数 (実数)	(    回 )	回数 (実数)	(    回 )
⑧薬剤服用歴管理の実施の有無	□可 □否																																																				
⑨薬剤情報を記載するための手帳の交付の可否 (お薬手帳)	□可 □否																																																				
在宅医療・ 地域医療への参加	在宅医療や輪番制への取組 □実施 □未実施																																																				
地域住民に対する 啓発活動への参加	地域住民や学校教育等への啓発活動 □実施 □未実施																																																				
医薬品の使用に係る安全な管理のための責任者の配置の有無	□有 ・ □無																																																				
⑧薬剤服用歴管理の実施	薬剤服用歴管理の実施の有無	□有 □無																																																			
	電磁的記録による薬剤服用歴管理の実施の有無	□有 □無																																																			
⑨薬剤情報を記載するための手帳の交付 (お薬手帳)	薬剤情報を記載するための手帳の交付の可否	□可 □否																																																			
	薬剤情報を電磁的記録により記載するための手帳を所持する者の対応の可否	□可 □否																																																			
①医療連携の有無	プレアボイド事例の把握・収集に関する取組の有無	□有 □無																																																			
	プロトコルに基づいた薬物治療管理 (PBPM) の取組の有無	□有 □無																																																			
②地域医療情報連携ネットワークへの参加の有無		□有 □無																																																			
③退院時の情報を共有する体制の有無		□有 □無																																																			
④受診勧奨に係る情報等を医療機関に提供する体制の有無		□有 □無																																																			
⑤地域住民への啓発活動への参加の有無		□有 □無																																																			
医療安全対策の実施	副作用等に係る報告の実施件数	(    件 )																																																			
	医療安全対策に係る事業への参加の有無	□有 □無																																																			
延べ件数 (実数)	(    件 )																																																				
回数 (実数)	(    回 )																																																				
回数 (実数)	(    回 )																																																				

附 則

この規則は、平成31年1月1日から施行する。

**告 示**

**宮崎県告示第 870号**

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成30年11月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡美郷町西郷山三ヶ字文字川3475、3478
- 2 指定の目的 水源の<sup>かん</sup>涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林

部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 宮崎県告示第 871号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成30年11月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡美郷町西郷田代字落水 759、760、762、764

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 宮崎県告示第 872号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成30年11月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 保安林の所在場所 東臼杵郡美郷町西郷山三ヶ字尾茂内2802-1、2802-3、2802-4

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 宮崎県告示第 873号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成30年11月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 保安林予定森林の所在場所 延岡市北川町川内名字永代山6852-1、6852-13、6853-1、6853-4、字下ノ峯山6872-1

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 宮崎県告示第 874号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成30年11月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 保安林予定森林の所在場所 北諸県郡三股町大字樺山字坊ヶ野

954-25、954-45、954-65、954-211、956、961-1、961-8、961-147、961-149から961-155まで、961-197から961-203まで、961-207、961-224、961-228、961-230、961-232、961-233、961-235、961-237、961-250、963-1、964-4、966-1、972-1、983-19、983-23から983-25まで、983-52、983-54、983-56、983-57、983-59、983-81、大字宮村字尾崎1450-20、1450-21、1450-43

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び北諸県農林振興局並びに三股町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 宮崎県告示第 875号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成30年11月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 保安林予定森林の所在場所 児湯郡木城町大字川原字甲ヶ嶺1351-18、1404、字百合野1524

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び兄湯農林振興局並びに木城町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第 876号**

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成30年11月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡椎葉村大字大河内字下野 1465-32、1465-33、1465-53
  - 2 指定の目的 水源の涵養
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第 877号**

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成30年11月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 延岡市北方町板上字杉ノ内 906-36、906-37、906-39、906-41、906-45、906-90、906-9

**宮崎県告示第 879号**

漁業災害補償法に基づく区域及び区分の指定（平成14年宮崎県告示第 427号）の一部を次のように改正し、公表の日から適用する。なお、同日前に責任期間が始まる共済契約については、なお従前の例による。

平成30年11月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
加入区 の名称	区 域	区 分	加入区 の名称	区 域	区 分
[略]			[略]		
日南市 第二加	[略]	1 [略] 2 中型かつお漁業（総トン数20	日南市 第二加	[略]	1 [略] 2 中型かつお漁業（総トン数20

入区	トン以上 100トン未満の漁船により、釣りによって、かつおをとることを目的とする漁業をいう。以下同じ。)	入区	トン以上 100トン未満の漁船により、釣りによって、かつおをとることを目的とする漁業をいう。以下同じ。)
	3 小型かつお漁業及び小型まぐろ漁業		小型かつお漁業及び小型まぐろ漁業
	4・5 [略]		3・4 [略]
[略]		[略]	

**宮崎県告示第 880号**

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 108条第5項において準用する法第 105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第2項の規定による特定第2号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認めた。

平成30年11月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

同意成立の届出年月日	平成30年9月18日
発起人の住所及び氏名	日南市 猪崎 欣男 日南市 嶋田 秀雄
加入区 の 名 称	日南市第三加入区
区 域	日南市漁業協同組合の地区のうち旧鶴戸支所の地域及び大堂津支所の地域以外の地域
区 分	小型漁船漁業

**宮崎県告示第 881号**

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 108条第5項において準用する法第 105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第2項の規定による特定第2号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認めた。

平成30年11月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

同意成立の届出年月日	平成30年10月3日
発起人の住所及び氏名	日向市 宇田津 安則 日向市 神崎 幸一
加入区 の 名 称	日向市第一加入区

区 域	日向市漁業協同組合の地区のうち旧富島漁業協同組合の地区
区 分	平岩支部及び梶木支部の地域以外の者が営む小型漁船漁業

**宮崎県告示第 882号**

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 108条第5項において準用する法第 105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第2項の規定による特定第2号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認めた。

平成30年11月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

同意成立の届出年月日	平成30年9月4日
発起人の住所及び氏名	川南町 黒木 義春 川南町 一政 勲
加入区 の 名 称	川南町加入区
区 域	川南町漁業協同組合の地区
区 分	小型漁船漁業であって小型機船底びき網等漁業以外のもの

**宮崎県告示第 883号**

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 108条第5項において準用する法第 105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第2項の規定による特定第2号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認めた。

平成30年11月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

同意成立の届出年月日	平成30年9月18日
発起人の住所及び氏名	門川町



	神戸 光一 門川町 松田 好弘
加入区 の 名 称	門川加入区
区 域	門川漁業協同組合の地区
区 分	小型機船底びき網等漁業

**宮崎県告示第 884号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成30年11月15日から同年同月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年11月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	388号	東臼杵郡美郷町西郷田代字谷内4656番1地先から同郡同町西郷田代字竹ノ平4644番1地先まで	平成30年11月27日

**宮崎県告示第 885号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第 1 項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、平成30年11月15日から同年同月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年11月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	388号	東臼杵郡美郷町西郷田代字谷内4656番1地先から同郡同町西郷田代字竹ノ平4644番1地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場

合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

平成30年11月30日

**宮崎県告示第 886号**

港湾法（昭和25年法律第 218号）第34条において準用する同法第12条第 5 項の規定により、宮崎県が管理する港湾施設の概要を次のとおり公示する。

なお、関係図面は、宮崎県県土整備部港湾課及び宮崎県北部港湾事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年11月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

港 名	港 湾 施 設					
	区分	種類	位置（図面対象番号）	数 量	能 力	
古江港 （直海地区）	水域 施設	泊地	延岡市北浦町市振字直海地先（A-2-1）	面積 2,500平方メートル		
			外郭 施設	防波 堤	同上（B-1-7）	延長 10.0メートル
	同上（B-1-10）	延長 30.0メートル			天端高 8.8メートル	
	同上（B-1-11）	延長 30.0メートル			天端高 8.8メートル	
	同上（B-1-12）	延長 38.9メートル			天端高 7.7メートル	
	同上（B-1-13）	延長 41.0メートル			天端高 8.8メートル	
	同上（B-1-15）	延長 20.0メートル			天端高 4.5メートル	
	護岸	同上（B-5-4）			延長 29.0メートル	天端高 2.6メートル
		同上（B-5-5）			延長 25.0メートル	天端高 3.3メートル
	同上	同上	延長	天端高		

			(B-5-6)	10.0メ ートル	2.8メ ートル			延岡市北浦町古江字 阿蘇地先 (A-1-2)	延長 220.0メ ートル			
			同上 (B-5-7)	延長 15.0メ ートル	天端高 2.8メ ートル				泊地	延岡市北浦町古江字 宇和路地先 (A-2-1)	面積 12,000平 方メート ル	水深 4.0メ ートル
			同上 (B-5-8)	延長 12.8メ ートル	天端高 2.8メ ートル					延岡市北浦町古江字 阿蘇地先 (A-2-2)	面積 9,100平 方メート ル	水深 4.5メ ートル
	係留 施設	物揚 場	同上 (C-6-1)	延長 76.0メ ートル	水深 1.0メ ートル			外郭 施設	防波 堤	延岡市北浦町古江字 宇和路地先 (B-1-1)	延長 65.4メ ートル	天端高 5.0メ ートル
			同上 (C-6-2)	延長 70.0メ ートル	水深 2.0メ ートル					同上 (B-1-2)	延長 130.0メ ートル	天端高 5.0メ ートル
			同上 (C-6-3)	延長 40.0メ ートル	水深 2.0メ ートル					同上 (B-1-3)	延長 65.0メ ートル	天端高 5.0メ ートル
			同上 (C-6-4)	延長 40.0メ ートル	水深 2.0メ ートル					延岡市北浦町古江字 阿蘇地先 (B-1-6)	延長 100.0メ ートル	天端高 4.5メ ートル
	臨港 交通 施設	道路	同上 (D-1-3)	延長 45.0メ ートル	車道幅 員 4.0メ ートル			同上 (B-1-7)	延長 17.0メ ートル	天端高 4.5メ ートル		
			同上 (D-1-4)	延長 25.0メ ートル	車道幅 員 4.0メ ートル			同上 (B-1-8)	延長 73.0メ ートル	天端高 4.5メ ートル		
										延岡市北浦町古江字 鶴山地先 (B-1-10)	延長 77.0メ ートル	天端高 5.0メ ートル
										同上 (B-1-11)	延長 40.4メ ートル	天端高 5.0メ ートル
										延岡市北浦町古江字 阿蘇地先 (B-1-13)	延長 27.6メ ートル	天端高 5.0メ ートル
										同上 (B-1-14)	延長 43.7メ ートル	天端高 5.0メ ートル

宮崎県告示第 887号

港湾法(昭和25年法律第 218号)第34条において準用する同法第12条第5項の規定により、宮崎県が管理する港湾施設の概要を次のとおり公示する。

なお、関係図面は、宮崎県県土整備部港湾課及び宮崎県北部港湾事務所において公衆の縦覧に供する。

平成30年11月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

港 名	港 湾 施 設				
	区分	種類	位置 (図面対象番号)	数 量	能 力
古江港 (古江 ・阿蘇 地区)	水域 施設	航路	延岡市北浦町古江字 宇和路地先 (A-1-1)	延長 300.0メ ートル	

			同上 (B-1-15)	延長 33.6メ ートル	天端高 5.0メ ートル				(B-5-6)	8.1メ ートル	2.8メ ートル
			延岡市北浦町古江字 宇和路地先 (B-1-16)	延長 20.5メ ートル	天端高 5.0メ ートル				同上 (B-5-8)	延長 10.0メ ートル	天端高 2.8メ ートル
			延岡市北浦町古江字 阿蘇地先 (B-1-17)	延長 33.0メ ートル	天端高 5.0メ ートル				同上 (B-5-9)	延長 22.2メ ートル	天端高 2.8メ ートル
			延岡市北浦町古江字 宇和路地先 (B-1-20)	延長 20.0メ ートル	天端高 5.0メ ートル				同上 (B-5-10)	延長 81.3メ ートル	天端高 3.8メ ートル
			延岡市北浦町古江字 阿蘇地先 (B-1-21)	延長 37.0メ ートル	天端高 5.0メ ートル				同上 (B-5-11)	延長 81.6メ ートル	天端高 4.0メ ートル
									延岡市北浦町古江字 阿蘇地先 (B-5-13)	延長 28.0メ ートル	天端高 3.0メ ートル
									同上 (B-5-16)	延長 7.0メ ートル	天端高 2.8メ ートル
									同上 (B-5-17)	延長 6.6メ ートル	天端高 2.8メ ートル
									同上 (B-5-18)	延長 30.0メ ートル	天端高 3.0メ ートル
									同上 (B-5-19)	延長 143.6メ ートル	天端高 3.6メ ートル
									同上 (B-5-20)	延長 20.0メ ートル	天端高 2.8メ ートル

宮崎県告示第 888号

港湾法（昭和25年法律第 218号）第34条において準用する同法第12条第5項の規定により、宮崎県が管理する港湾施設の概要を次のとおり公示する。

なお、関係図面は、宮崎県県土整備部港湾課及び宮崎県北部港湾事務所において公衆の縦覧に供する。

平成30年11月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

港 名	港 湾 施 設				
	区分	種類	位置 (図面対象番号)	数 量	能 力
古江港 (古江 ・阿蘇 地区)	外郭 施設	防砂 堤	延岡市北浦町古江字 宇和路地先 (B-2-1)	延長 45.0メ ートル	天端高 3.5メ ートル
			同上 (B-5-2)	延長 138.9メ ートル	天端高 5.0メ ートル
		護岸	同上 (B-5-3)	延長 72.0メ ートル	天端高 4.0メ ートル
			同上 (B-5-4)	延長 97.0メ ートル	天端高 3.45メ ートル
			同上 (B-5-5)	延長 15.0メ ートル	天端高 6.0メ ートル
			同上	延長	天端高
			同上	延長	天端高

宮崎県告示第 889号

港湾法（昭和25年法律第 218号）第34条において準用する同法第12条第5項の規定により、宮崎県が管理する港湾施設の概要を次のとおり公示する。

なお、関係図面は、宮崎県県土整備部港湾課及び宮崎県北部港湾事務所において公衆の縦覧に供する。

平成30年11月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣



港 名	港 湾 施 設				
	区分	種類	位置 (図面対象番号)	数 量	能 力
古江港 (古江・阿蘇地区)	係留施設	物揚場	延岡市北浦町古江字宇和路地先 (C-6-1)	延長 50.0メートル	水深 3.0メートル
			同上 (C-6-2)	延長 45.0メートル	水深 2.0メートル
			同上 (C-6-3)	延長 45.0メートル	水深 3.0メートル
			同上 (C-6-4)	延長 115.0メートル	水深 3.0メートル
			同上 (C-6-5)	延長 120.0メートル	水深 3.0メートル
			延岡市北浦町古江字阿蘇地先 (C-6-6)	延長 70.0メートル	水深 1.5メートル
			同上 (C-6-8)	延長 60.0メートル	水深 3.0メートル
			同上 (C-6-9)	延長 30.0メートル	水深 3.0メートル
			同上 (C-6-10)	延長 40.0メートル	水深 2.0メートル
			同上 (C-6-11)	延長 120.0メートル	水深 3.0メートル
			同上 (C-6-12)	延長 90.0メートル	水深 3.0メートル
			同上 (C-6-13)	延長 160.0メートル	水深 3.0メートル

宮崎県告示第 890号

港湾法(昭和25年法律第 218号)第34条において準用する同法第12条第5項の規定により、宮崎県が管理する港湾施設の概要を次のとおり公示する。

なお、関係図面は、宮崎県県土整備部港湾課及び宮崎県北部港湾事務所において公衆の縦覧に供する。

平成30年11月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

港 名	港 湾 施 設				
	区分	種類	位置 (図面対象番号)	数 量	能 力
古江港 (古江・阿蘇地区)	臨港交通施設	道路	延岡市北浦町古江字宇和路地先 (D-1-1)	延長 86.7メートル	車道幅員 8.0メートル
			同上 (D-1-2)	延長 286.6メートル	車道幅員 8.0メートル
			延岡市北浦町古江字阿蘇地先 (D-1-3)	延長 249.0メートル	車道幅員 4.65メートル
			同上 (D-1-4)	延長 202.5メートル	車道幅員 6.0メートル
			同上 (D-1-5)	延長 279.9メートル	車道幅員 6.0メートル

宮崎県告示第 891号

港湾法(昭和25年法律第 218号)第34条において準用する同法第12条第5項の規定により、宮崎県が管理する港湾施設の概要を次のとおり公示する。

なお、関係図面は、宮崎県県土整備部港湾課及び宮崎県北部港湾事務所において公衆の縦覧に供する。

平成30年11月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

港 名	港 湾 施 設				
	区分	種類	位置 (図面対象番号)	数 量	能 力
古江港 (古江・阿蘇地区)	荷さばき施設	荷さばき地	延岡市北浦町古江字阿蘇地先 (F-4-1)	面積 546.0平方メートル	

保管 施設	倉庫	同上 (H-1-1)	面積 1,537.0 平方メー トル		
		野積 場	同上 (H-2-1)	面積 742.0平 方メー トル	
			延岡市北浦町古江字 和路地先 (H-2-2)	面積 1,395.0 平方メー トル	
廃棄 物処 理施 設	廃棄 物理 立護 岸	延岡市北浦町古江字 鶴山地先 (K-1-1)	延長 49.9メー トル	天端高 5.6メー トル	
		同上 (K-1-7)	延長 123.0メー トル	天端高 4.0メー トル	
		同上 (K-1-8)	延長 210.0メー トル	天端高 4.0メー トル	
		同上 (K-1-9)	延長 40.0メー トル	天端高 4.0メー トル	

宮崎県告示第 892号

宮崎県収入証紙条例施行規則（昭和39年宮崎県規則第11号）第11条第5項の規定により、収入証紙売りさばき人から次のとおり変更の届出があった。

平成30年11月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

変 更 前		変 更 後		変 更 年 月 日
売りさばき 人の氏名	売りさばき をする場所	売りさばき 人の氏名	売りさばき をする場所	
一般社団法人 宮崎県 猟友会	西都市大字 南方1589- 9 中武庄 畷宅内	一般社団法人 宮崎県 猟友会	児湯郡西米 良村大字越 野尾2番地 11 佐藤武 八郎宅内	平成28年 9月15日
一般社団法人 宮崎県 猟友会	延岡市高千 穂通3776番 地 村上銃 砲火薬店内	一般社団法人 宮崎県 猟友会	延岡市大瀬 町1丁目7 の2 有限 会社小泉銃 砲火薬店内	平成30年 9月1日

一般社団法人 宮崎県 猟友会	児湯郡川南 町大字川南 2948-3 小嶋明夫宅 内	一般社団法人 宮崎県 猟友会	児湯郡川南 町大字川南 14484-7 小嶋明夫宅 内	平成30年 10月15日
-------------------	--	-------------------	---	-----------------

宮崎県告示第 893号

宮崎県収入証紙条例施行規則（昭和39年宮崎県規則第11号）第11条第5項の規定により、収入証紙売りさばき人から次のとおり変更の届出があった。

平成30年11月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

変 更 前		変 更 後		変 更 年 月 日
売りさばき 人の氏名	売りさばき をする場所	売りさばき 人の氏名	売りさばき をする場所	
尾鈴農業協 同組合	児湯郡川南 町大字川南 13658-1 尾鈴農業協 同組合内	尾鈴農業協 同組合	児湯郡川南 町大字川南 13658-1 尾鈴農業協 同組合本所 内	平成29年 4月1日
	児湯郡川南 町大字川南 13680-1 川南町役場 内		児湯郡都農 町大字川北 5210-1 尾鈴農業協 同組合都農 支所内	
	児湯郡都農 町大字川北 5210-1 尾鈴農業協 同組合都農 支所内		児湯郡都農 町大字川北 4874-2 都農町役場 内	
	児湯郡都農 町大字川北 4874-2 都農町役場 内			

公 告

森林法（昭和26年法律第 249号）第5条第1項の規定により、地域森林計画をたてたいので、当該地域森林計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに、宮崎県知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成30年11月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 森林計画区の名称  
五ヶ瀬川森林計画区
- 2 縦覧場所  
宮崎県環境森林部森林経営課、宮崎県西臼杵支庁、宮崎県東臼杵農林振興局
- 3 縦覧期間  
平成30年11月15日から平成30年12月10日まで

森林法（昭和26年法律第 249号）第5条第5項の規定により、地域森林計画を変更したいので、当該地域森林計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに、宮崎県知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成30年11月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 森林計画区の名称  
耳川森林計画区、一ツ瀬川森林計画区、大淀川森林計画区、広渡川森林計画区
- 2 縦覧場所  
宮崎県環境森林部森林経営課、宮崎県東臼杵農林振興局、宮崎県児湯農林振興局、宮崎県中部農林振興局、宮崎県北諸県農林振興局、宮崎県西諸県農林振興局、宮崎県南那珂農林振興局
- 3 縦覧期間  
平成30年11月15日から平成30年12月10日まで

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、樺山土地改良区（三股町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成30年11月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

## 1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	大 村 昭 一	北諸県郡三股町大字樺山3612番地1
理 事	政 野 睦 己	北諸県郡三股町大字樺山 384番地
理 事	蔵 元 順 市	北諸県郡三股町大字樺山 179番地
理 事	中 原 昭 一	北諸県郡三股町大字樺山3143番地1
理 事	原 田 順 一	北諸県郡三股町大字樺山3134番地2
理 事	中 内 虎 美	北諸県郡三股町大字樺山2732番地1
理 事	西 村 好 宗	北諸県郡三股町大字樺山1266番地1

理 事	上 石 利 美	北諸県郡三股町大字樺山 610番地
理 事	山 元 幸 一	北諸県郡三股町大字樺山3515番地
理 事	小 牧 数 弘	北諸県郡三股町大字長田 207番地6
監 事	下 石 昭 廣	北諸県郡三股町大字樺山1186番地2
監 事	出 水 茂	北諸県郡三股町大字樺山 267番地
監 事	上 水 広 志	北諸県郡三股町大字樺山1409番地

(任期：平成32年10月8日まで)

## 2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	大 村 昭 一	北諸県郡三股町大字樺山3612番地1
理 事	政 野 睦 己	北諸県郡三股町大字樺山 384番地
理 事	蔵 元 順 市	北諸県郡三股町大字樺山 179番地
理 事	中 原 昭 一	北諸県郡三股町大字樺山3143番地1
理 事	原 田 順 一	北諸県郡三股町大字樺山3134番地2
理 事	中 内 虎 美	北諸県郡三股町大字樺山2732番地1
理 事	西 村 好 宗	北諸県郡三股町大字樺山1266番地1
理 事	上 石 利 美	北諸県郡三股町大字樺山 610番地
理 事	山 元 幸 一	北諸県郡三股町大字樺山3515番地
理 事	小 牧 数 弘	北諸県郡三股町大字長田 207番地6
監 事	下 石 昭 廣	北諸県郡三股町大字樺山1186番地2
監 事	出 水 茂	北諸県郡三股町大字樺山 267番地
監 事	上 水 広 志	北諸県郡三股町大字樺山1409番地

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、九州電力株式会社テクニカルソリューション統括本部土木建築本部長から次のとおり通知があった。

平成30年11月15日

宮崎県知事 河野 俊嗣

- 1 作業の種類  
公共測量(水準測量)
- 2 作業地域  
宮崎県 都城市
- 3 作業期間  
平成30年10月29日から平成31年3月25日まで

## 病院局公告

### 入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成30年11月15日

県立延岡病院長 柳 邊 安 秀

- 1 競争入札に付する事項
  - (1) 購入物品及び数量 デジタルX線テレビシステム 一式(設置に必要な工事等を含む。)
  - (2) 購入物品の特質等 入札説明書による。
  - (3) 納入期限 平成31年3月15日
  - (4) 納入場所 入札説明書による。
  - (5) 入札方法 (1)の購入物品について入札を実施する。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 競争入札に参加する者に必要な資格
  - (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
    - ア 平成30年宮崎県告示第330号に規定する資格を有する者で、業種が物品に関する業種で、営業種目が医療・理化学機器類のものであること。
    - イ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第39条第1項の規定による高度管理医療機器等の販売業の許可を受けている者であること。
    - ウ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
    - エ 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを契約担当者の求めに応じて速やかに提供できる者であること。
    - オ 宮崎県知事からの物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱(昭和46年宮崎県告示第93号)に基づく資格停止(以下「資格停止」という。)を受けていないこと。
 

なお、既に入札参加の申し出を行っている者は、資格停止を受けたときから入札に参加することはできない。
    - カ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく

く再生手続開始の申立て(以下これらを「申立て」という。)がなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていないものとする。

- (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ、ウ及びエの資格要件を満たすことを証明できる書類を平成30年11月26日までに県立延岡病院医事・経営企画課に提出しなければならない。ただし、上記提出期限を経過しても入札書の提出期限までは当該書類を随時受け付けるが、この場合には資格要件審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

### 3 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 県立延岡病院医事・経営企画課財務担当  
延岡市新小路2丁目1-10  
郵便番号 882-0835 電話番号0982(32)6181
- (2) 期間 平成30年11月15日から平成30年11月29日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

### 4 入札説明書の交付場所及び交付期間

- (1) 交付場所 県立延岡病院医事・経営企画課財務担当
- (2) 交付期間 平成30年11月15日から平成30年11月29日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

### 5 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 県立延岡病院医事・経営企画課財務担当
- (2) 提出期限 平成30年11月29日午後5時
- (3) 提出方法 持参又は送付(送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。)によること。

### 6 開札の場所及び日時

- (1) 場所 県立延岡病院2階会議室(地域医療センター)
- (2) 日時 平成30年11月30日午後1時30分

### 7 入札保証金

入札保証金については、病院局財務規程(平成18年宮崎県病院局企業管理規程第15号)第81条の規定による。

### 8 入札の無効に関する事項

病院局財務規程第107条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

### 9 落札者の決定方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

### 10 契約に関する事務を担当する部局等

県立延岡病院医事・経営企画課財務担当

### 11 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

### 12 その他

- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

### 13 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Digital X-ray Television System 1 set.
- (2) Time Limit for Tender: 5:00 p.m. 29 November, 2018
- (3) Contact Point for the Notice: Medical Affairs, Management

nt, and Planning Division, Prefectural Nobeoka Hospital, 2  
- 1 - 10 Shinkouji Nobeoka City, Miyazaki Prefecture,  
882-0835 Japan. TEL: 0982-32-6181

#### 落札者等の公告

随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成30年11月15日

宮崎県病院局長 桑 山 秀 彦

- 1 随意契約に係る調達件名及び数量  
宮崎県立3病院電子カルテシステム更新・保守業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
宮崎県病院局経営管理課整備担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成30年9月5日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上小田中4丁目1番1号
- 5 随意契約に係る契約金額  
841,319,615円
- 6 随意契約による理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号に該当

--	--